

## 活用できます！ コロナ対策・支援策

### ご相談ください！

日本共産党京都府委員会 075-211-5371(代表)

日本共産党京都府会議員団 075-414-5566

日本共産党京都府内市町村議員団

こちらでは、京都府共通の施策を中心に紹介しています。この他に、自治体独自の施策もありますので、お住まいの地域の議員や自治体にお問い合わせください。

#### 発熱などの症状があるとき

⇒ かかりつけ医、または、きょうと新型コロナ医療相談センターへ

電話：075-414-5487（365日24時間、府内全域）

#### 厚生労働省 新型コロナワクチン相談窓口

☎ 0120-761-770（土日・祝日含む）午前9時～午後9時

医療従事者向け優先接種コールセンター／☎075-211-7201（平日9:30-17:00）

ワクチン接種に不安のある方などの相談窓口

## 生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」

ためらわずに相談を——厚生労働省がよびかけ

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。  
（厚労省 H.P.より）

\*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

\*住むところがない人でも申請できます。

・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。

・例えば、施設に入ることの同意することが申請の条件ということはありません。

\*持ち家がある人でも申請できます。

・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家について

府内の相談・申請  
窓口一覧



は、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

**\*必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。**

・福祉事務所にご相談ください。

## 生活支援

○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会) <相談窓口一覧>

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります。学生の方も活用できます。



○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月+3ヶ月の延長が可能)無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会) 3月末までに貸付が終了した世帯に3か月再貸付(合計9か月)が可能に!

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

返済の開始時期を2022年3月末まで延長

※2021年度(令和3年度)、または、2022年度(令和4年度)に住民税が非課税(本人および世帯主)の場合、返済は免除されます。日本共産党は返済猶予や給付への転換など制度のさらなる拡充を求めています。

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)3月末までに申請された方は12ヶ月まで延長可能。3月末までに支給が終了した方に3か月間の再支給が可能に!

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象となります。

○臨時特別給付金【3回目】 **NEW** ふたり親世帯にも拡充されました!

**支給額** 児童一人当たり一律5万円

**支給条件** ①児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)【申請不要】

② ①以外の住民税非課税の子育て世帯(ふたり親世帯含む)【申請が必要です】

※ひとり親世帯で、児童扶養手当の受給をしていなくても、直近で収入が減少した世帯は支給対象となります。【申請が必要です】

○国民健康保険料減免 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方  
⇒ **一部を減額**

③ 国保でもコロナ特例の傷病手当が支給されます

※ご自身が減免の対象となるかなど、まずは市町村役場、または共産党の議員にご相談ください。

## ○介護保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業収入等の10分の3以上減少が見込まれる場合(当該所得の合計額が、400万円以下) 対象保険料：2020年2月分～2021年3月分まで 申請期限：2021年3月31日  
後期高齢者医療保険料も減免となる場合があります

## ○新型コロナ対応休業支援金

※**中小企業に雇用されている方** 2020年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までに、事業者が休業されたのに賃金(休業手当)を受け取っていない方

休業前賃金日額の80%を支給(上限額は11,000円)

2020年10月～12月分…締め切り3月31日(水)

2021年1月～緊急事態宣言が全国で解除された翌月末分…対象期間の末尾から3か月(現状では7月末の予定)

※令和2年(2020年)4月～9月分も申請が受け付けられる場合があります(シフト制等の方)。

※店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。アルバイトの学生の方も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業者の協力が得られない場合でも申請できます。

※**大企業に雇用されている方** 下記の期間、大企業に雇用されるシフト制労働者(労働契約上、労働日が明確でない方<シフト制・日々雇用・登録型派遣>)で事業主が休業させたのに賃金(休業手当)を受け取っていない方。

2021年1月8日以降の休業は休業前賃金の80%。2020年4月1日～6月30日までの休業は休業前賃金の60%を支給。日額上限11,000円。

受付期間：2月26日(金)～7月31日(土)



## ○営業時間短縮の要請・協力店舗への協力金(緊急事態宣言解除後の対応)

協力金に関する問い合わせ  
コールセンター  
(平日・土/9:30-17:30)  
075-365-7780

要請内容の問い合わせ  
コールセンター  
(平日/9:00-17:00)  
075-414-5907

|      | 緊急事態措置協力金                                                                            | 新型コロナ感染症拡大防止協力金                   |                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 期 間  | 2/8(月)～2/28(日)                                                                       | 3/1(月)～3/7(日)                     | 3/8(月)～3/14(日)                    |
| 対象地域 | 京都府全域                                                                                | 京都府全域                             | 京都市                               |
| 要請内容 | 午前5時～午後8時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後7時)                                                    | 午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時) | 午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時) |
| 協力金額 | 1施設(店舗)につき、時短営業した日数×6万円                                                              | 1施設(店舗)につき、時短営業した日数×4万円           | 1施設(店舗)につき、時短営業した日数×4万円           |
| 受付期間 | <b>3月15日(月)～4月5日(月)まで(同時申請になります)</b><br>※要請期間中に廃業や閉店された場合でも、要請に応じて時短営業した日は支給対象になります。 |                                   |                                   |

## ○確定申告(申告・納付期間を4月15日まで延長)にあたって

「持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に法人税・所得税の課税対象となりません。また、持続化給付金は、資産の譲渡又は役務の提供を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないことから、消費税の課税対象となりません」(経済産業省「持続化給付金 Q A」)

## ○緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021年1月～3月のいずれの売り上げが、2019年または2020年の同月比で、売り上げが50%以上減少している事業者に、売り上げの差額×3か月分を給付

※支給上限 **法人・最大60万円、個人事業主・最大30万円**

※申請受付期間 **2021年3月8日(月)～5月31日(月)**

※給付対象

要件を満たす事業者であれば、**業種や所在地を問わず給付対象**になります。(緊急事態宣言が解除された地域も含まれます) ※時短要請協力金支給対象の飲食店は対象外です

**事業者の具体例**／協力金の支給対象ではない飲食店。食品加工・製造事業者。食器・調理器具、店舗の備品・消耗品を販売する事業者。清掃・廃棄物処理・広告・設備事業者などサービス事業者。卸や農協、漁協、貨物運送など流通関連事業者。農業者・漁業者。宿泊、旅客運送、レンタカー、旅行代理店、博物館・美術館・公衆浴場など旅行関連事業者。

※登録承認機関による事前確認が必要

①事業を実施しているか、②支給対象を正しく理解しているかの形式的な確認(不正支給防止)

※申請はすべて電子申請です(サポート会場での申請支援があります)

相談窓口**0120-211-240** (土日・祝日含む全日 8:30-19:00)

IP 電話等からの問い合わせは 03-4335-7475(通話料がかかります)



## ○雇用調整助成金特例措置の延長(2021年4月30日まで)

※4月末まで現行の特例措置を継続 日額上限:(一日一人当たり)15,000円

※5月～6月の特例措置

①原則的な措置／日額上限:(一日一人当たり)13,500円(助成率 9/10(中小企業))

②感染拡大地域特例・業種特例(全国・特に厳しい企業)／日額上限 15,000円(助成率 10/10)を維持

※7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置をさらに縮減

## ○小学校休業等対応助成金(学童保育、保育所・幼稚園・認定こども園、通所施設も対象)

※2020年10月1日～2021年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症に関連することで小学校等を休む必要があった労働者に対して、年次有給休暇を使わずに賃金を保障した事業主に賃金相当額の10/10を保障(上限日額:15,000円)します。(労働者が有給休暇の有無に関わらず安心して休めるようにするための制度です)

※対象となる「保護者」とは

親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)。実態的に子どもを監護している人が対象になります。(子どもの世話を一時的に補助する場合も含む)

労働者が雇用保険に加入していなくても利用できます。

※申請期限

①2021年3月31日 / 2020年10月1日～12月31日までの休暇取得分

②2021年6月30日 / 2021年1月1日～3月31日までの休暇取得分

※お問い合わせ

0120-60-3999 (受付時間/9:00-21:00 土日・祝日含む)

## ○京都市中小企業等再起支援補助金

京都市独自

**補助対象者** 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主

※**時短要請協力金の対象外の事業者で、売上高が50%以上減少**しているもの。商店街、業界団体等のうち、「主たる事業所を市内に設けていること」か「構成員の半数以上が市内に事業所を設けていること」のいずれかを満たすもの。

**補助対象経費** **感染防止対策や事業を継続させるための新たな取組のための経費**(ただし、2/3以上の金額は府内調達するなどが条件)

※例えば、「新たに購入・調達する物品、役務等の経費」「緊急事態宣言解除後に新たに雇用した方の人件費及び新たに契約した賃借料」

**補助上限** **法人・団体15万円、個人事業者10万円 補助率:3/4**

**事業対象期間** 宣言解除後(R3年3月1日)から申請受付開始後の約3ヶ月間

※申請は事後申請(事業実施後に根拠資料添付のうえ申請)

※受付期間:申請受付開始から約3ヶ月間予定

※問い合わせのためのコールセンターが設置されます。制度の詳細、申請用紙、FAQ、コールセンターなどは随時京都市のサイトに掲載されます。

## 学生・若者への支援

### ○学費が払えないとき

大学等修学支援制度(給付奨学金+授業料減免)

※世帯年収380万円以下(モデル世帯)が対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。

「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ

・学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

### ○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構(奨学金相談センター) 0570-666-301

※減額…年収325万円以下(個人事業主などは所得225万円以下)

※猶予…年収300万円以下(個人事業主などは所得200万円以下)

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

### ○生活費が足りないとき 社会福祉協議会

総合支援資金(単身世帯月15万円×原則3カ月まで)

緊急小口資金（上限20万円）

※無利子・保証人なし（21年3月まで）の公的貸付制度

※学生も利用可

## ○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金（家賃3カ月分を給付、最長12カ月）

※離職・廃業、減収で住居を失う恐れのある方が対象

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

## ○年金保険料を払えないとき

学生納付特例制度（納付猶予）

※自身の収入が年118万円以下の学生が対象

※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

## ○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります

※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

## ○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口

※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060

新型コロナ対応休業支援金（生活支援の項目を参照）

## ○新型コロナ対応休業支援金(再掲)

**（10～12月分の申請は3月末までに。2月末までの分も対象。適用される期間は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です）**

※主に以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給。

※店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。

シフト制、短時間休業、日々雇用、登録型派遣の方も雇用実態により対象となります。**アルバイトの学生の方も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業者の協力が得られない場合でも申請できます。**

掲載情報：日本共産党 京都市会議員団・京都府会議員団調べ